

近世における公家・宮門跡の家来衆

— 三宝院門跡の一例 —

スウェン・ホルスト

Abstract

During the last decades much research work was done about the role of the imperial court, the Tennō and nobles during the early modern period. But research about the retainers of the court and of court nobles households were still a very limited number.

The Sambō-in is the leading temple of the important and large Daigo-ji temple of the Shingon-school of Buddhism located in the city of Kyōto. The Sambō-in was also head of one branch of mountain priest (yamabushi). The head of the Sambō-in was elected from the highest class of court nobles. For running this residence, managing the sub temples and the mountain priest the Sambō-in had higher retainers, 4-5 families, and about 10 families of middle retainers. These families worked for many generations for the Sambō-in. A lot of adoptions occurred to ensure the existence of these families. The lower class of retainers was normally engaged only for one generation, but some of their families also worked some generations for the temple. In this report, the organization, grant, punishment, connections of the retainers is been examined.

1. 先行研究と史料

70年代末から幕藩国家の中の朝廷の位置が目されるようになり、80年代から朝幕関係の研究が進み、朝幕間の朝廷儀式の復活・復古の動き、そしてその朝幕間において活動する武家伝奏や議奏が研究された。90年代からは朝廷と民衆の関係が視野に入り、神社や職人と朝廷の関係が少しずつ解明された。地下官人は朝廷と民衆の間に立つパイプ役となり、町人的な側面も持っていた。儀式に携わった地下官人の研究も進んだが、実際に朝廷の運営を行っていた口向役人あるいは公家家の家来衆の研究はあまり進まなかった。下橋氏¹が大正時代にまとめた話である『幕末の宮廷』がいまだその研究の基礎となっている。

早い時期に新見氏²が五摂家の家来に注目したが、官位が与えられた諸大夫と侍の幕末・明治初期の状況しか見ていなかった。1993年には箱石氏³が新見氏の研究を踏まえて、諸大夫と侍の

1 下橋敬長 (1995⁸) 『幕末の宮廷』平凡社。

2 新見吉治 (1972) 「五摂家の家礼と家臣」、『徳川林政史研究所研究紀要』、468-493頁。

3 箱石大 (1993) 「近世堂上家臣の編成形態について — 清華・広幡家の家臣を事例として」、『徳川林政史研究所研究紀要 (27)』、255-294頁。

歴史を鑑みて、撰家に次ぐ家格であった広幡家を例として視野を諸大夫・侍以外の家来たちまで広げた。

筆者は博士論文の一環として、撰家であった一条家の幕末の組織の調査の際、箱石氏が説明した広幡家との間にある重要な違いに気付いた。箱石氏の研究では家格（諸大夫・侍・近習・青侍）と職が一致したように見られていたが、一条家の調査では、職のレベルで身分の差が守られていないことがみられた。例えば、ある職の本役では副役・加勢より家格が低いという現象が見受けられた。職は家格だけではなく、能力によっても決められるようになっており、公家社会において家格・身分の境界が崩れ始めたという仮説を立てることができる。その後、いくつかの公家家の家来衆を調べる必要性を感じ、広幡家と一条家より低い家格である久世家の組織と家来たちの出身を調べるようになった⁴。1997年には村山氏⁵が妙法院日次記を利用して、この宮門跡の御家頼について詳しく説明した。しかしこの日次記に見られない問題点（例えば家来家の相続問題）もいくつかが残った。2007年、中村氏が撰家の二条家の家来の職・役・席を調べて、特に「未勤」の家来に注目した⁶。同じ本の中の田中氏の論文で妙法院門跡についての論文の中で、院家と立入の人々が中心になった⁷。2014年に尾脇氏⁸は京都近郊在住の大鳥家の研究のなかで、その家が公家の正親町三条家の家来として成立する過程、勤務状況、百姓と家来の2つの側面について述べた。その脚注の中で、百姓でありながら、近習と侍として正親町三条家に仕えた大鳥家の他に諸大夫の加田家の継承問題にもかなり詳しく触れている。また、西村氏⁹は地下官人の研究の一環として、公家家にも勤めた地下官人について触れた。

公家家の家来研究を促進するために本論では撰家門跡であった三宝院の家来に関する調査をしている。筆者が家来への仰付の記録3冊を京都市にある古書店で購入したことがきっかけで、その家来家に残った史料を含めて凡そ100年間に亘る家来衆の動向を把握することを試みた。

主な史料は「安永四乙未年七月ヨリ翌十二月ニ至り 御家中并御支配下之輩江被 仰出御書出之写并拜書事書之類共後代江残り候ため役方差出候書付證書類」安永4年（1775）-安永7年（1778）（堅帳、31cm×25cm、88丁）の家来の動向に関する71通の口達、「天明六年年ヨリ寛政六寅年迄御家来江役仰付之写」¹⁰（1786-1794）93通の口達、「寛政八年年御家中御支配下之輩江被 仰出候御書出并口達書 類之留」寛政8年（1796）-天保13年（1842）（堅帳、30cm×23cm、239丁）526通、「御家中并御支配下之輩江被仰出候御書出并口達書類之留」嘉永元年

4 Holst, Sven (2008) Beamte und Gefolgsleute des kaiserlichen Hofes in der Frühen Neuzeit in: Robert Horres (Hrsg.): Referate des 12. Deutschsprachigen Japanologentages, Bd. I Bier'sche Verlagsanstalt Bonn.

5 村山修一（1997）「近世における天台宗妙法院門跡の御家頼」、『修験・陰陽道と社寺史料』法藏館、463-479頁。

6 中村佳史（2007）「撰家の家司たち」、高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、73-106頁。

7 田中潤（2007）「門跡に出入りの人びと」、高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、107-134頁。

8 尾脇秀和（2014）「大鳥家の壺人両名」、同人『近世京都近郊の村と百姓』思文閣出版、137-161頁。

9 西村慎太郎（2008）「堂上公家雑掌の地下官人」、同人『近世朝廷社会と地下官人』、吉川弘文館、256-290頁。

10 京都市立歴史史料館 平井家文書 64、写真。

(1848) - 明治4年(1871)4月(縦帳、25cm×18cm、149丁)137通である。そのほかに一般の務め方や儉約に関する口達、上醍醐に関する口達が載っている。4冊とも三宝院から家来への口達書類の写しである。上の史料では天保14年(1843)から弘化5年(1848)の期間が欠けているので、「寛政十三年ヨリ 享和改之御日次見出し御家来之部」¹¹を利用した。この史料は口達と家来衆からの届と願書(親戚の死去、家屋の建て替え、縁組、養子等)を略式で載せている。

それ以外に、京都市立歴史資料館に写真版として保管されている三宝院の家来家の古文書も利用した。明治初期の状況については、京都大学法学部図書館保管の「京都府士族明細短冊」も史料として使った。歴彩官に保管されている下橋敬長の「地下家伝」¹²も、坊官・諸大夫・侍家の幕末・明治初期の動向を把握するために参考にした。活字にされた史料としては『地下家伝』¹³と『雲上明覧』¹⁴を利用した。しかし『地下家伝』と『雲上明覧』には坊官や侍の三宝院内の活動については記載されていない。『地下家伝』は史実が朝廷の理想や該当の家のニーズに合わせて調整されている。『雲上明覧』には情報収集等の問題によって時々、任官等の変化から1年間のズレがある。

2.1. 近世の三宝院(醍醐寺)

醍醐寺は山城国宇治郡(現京都市伏見区)に位置する真言宗醍醐寺派の寺である。9世紀に弘法大師の孫弟子にあたる理源大師聖宝によって建立された。この理源大師は修験者から元祖の1人として崇められている。この寺は足利將軍家との深い縁で栄え、その中心が三宝院であり、摂関家の子孫が座主になる摂家門跡寺院の1つであった。しかし中世の戦乱により、この寺も焼野原になった。安土桃山時代の座主義演が豊臣秀吉との縁でこの寺を復興させた。それ以降、醍醐寺は3,998石の寺領をもった¹⁵。そのうち650石が三宝院の領地であった。三宝院の京都市内の里坊は梨ノ木町にあった。院家(門跡に次ぐ重要な寺院、公家の子孫が院主となった)は理性院、無量寿院、宝光院、報恩院、中性院、蓮歳院であり、准院家の1寺があり、そのほかに数人の仕僧がいた¹⁶。

各寺院の独立性が強かったので、三宝院の家来衆はめったに下醍醐の他の寺院には係わっていなかった。院家もまた数人の家来を抱えていた¹⁷。

上醍醐の寺院は1つの組織を組んだが、時々、三宝院が上醍醐の寺院の運営にかかわった。

11 京都市立歴史資料館 平井家文書 40、写真。

12 歴彩館下橋家文書の中の手書きの明治期まで及ぶ「地下家伝」が保管されている。

13 三上景文(1937)『地下家伝』日本古典全集刊行会。

14 深井雅敏・藤實久美子(2009-)『近世公家名鑑編年集成』柊風舎。

15 京都市(1979)『史料 京都の歴史3』平凡社、46頁。

16 雲上明覧大全安政6年(1859)。

17 明治5年の報告：成身院2人、仏眼院2人、理性院3人、報恩院1人。京都市立歴史資料館 平井家文書 30、142、147。

三宝院は近世初期から真言系の修験者を当山派として組織化し、その本所となった。しかし本研究の中心は三宝院の管理を行う家来衆についてである。

2.2. 家来衆

三宝院門跡の家来の間にはいくつかの家格があった。最も高い家格は坊官の家、その次は諸大夫家、侍の家、候人の家であった。これらの家来には僧位（坊官と候人）あるいは官位が与えられた。それより下の家格には近習、中属従（中小姓）、青士（青侍）、准士があった。近習までの家格は責任がある管理職を務めており、それ以下は台所などの下役を務めた。新たに抱える家来の試用期間においては低い家格での勤務とその後昇格が行われたが、それ以外に最初は「語合」（仮の家来）として勤務し、その後「永家来」に認められることになっていた。

醍醐寺（三宝院）の中世の史料には家来の名前が出てくる。例えば康正3年（1457）4月29日に近世後半の史料にも出る飯田と大溪、井内の苗字がみられる¹⁸。しかし、この家々が中世から幕末まで続いたわけではなかった。途絶えた時には、門跡がそれを積極的に再興するように工夫した。家と寺院の長い歴史・伝統だけではなく、その一部である家来の家の長い歴史も1つの権威となっていたのであろう。

妙法院にある家格（用人、中奥、同宿、承仕、小青侍）が三宝院の史料に出てこない。しかし周りの史料に少なくとも「用人」¹⁹という表現が使われている。

天明5年（1785）、三宝院で家来の20人がいて、そのうち坊官が1人、侍が1人、候人が1人で、中間層の近習が7人、下級家来の青侍が10人、准士または立入と思われる人々9人、御被官3人が記録された²⁰。

調査した4冊の基礎史料のなかに91家が記載された。勤めた人は1人だけ、わずかの記録しかない場合、その家を後の説明から省いた。

18 醍醐寺文化財研究所（編集）（1991）『醍醐寺新要録下巻』1244頁。

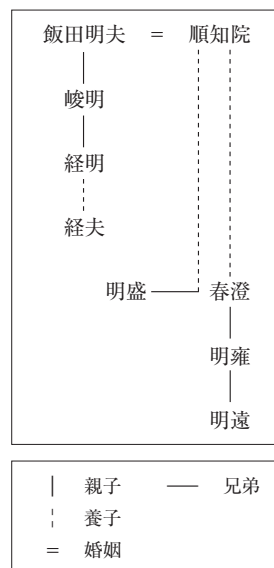
19 内海家文書 F003 77（京都市立歴史史料館）、「京都府士族明細短冊」（京都大学法学部図書館保管）。「茶道」は1ヶ所、青侍の出発点として史料に表れたが、家格または職ではなかったようである。

20 大溪家文書（筆者所持）「天明五巳六月 直方大溪称号御取立被命家司職被補侍官候二付諸向々到来入来控」、同上「天明五年八月廿三日 高階豪方初官位祝物控」。

3.1. 坊官・諸大夫家

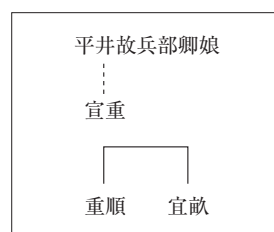
飯田家

飯田家は室町時代から続く坊官家であった。しかし近世後半については、宝暦4年（1754）から確認できる。飯田明夫の跡継ぎ息子が20歳で亡くなったため、山縣家から養子を入れたが、先代が亡くなった後、その養子に永御暇が出された。文化元年（1804）、先代の妻、順知院が家長に任命された。その後の家長の経歴を見るかぎり、それによって飯田家の家格が諸大夫から侍に下げられたことがわかる。この女性には家長として三人扶持が与えられた。文化7年（1811）養子が家を継いだ、その養子が文化12年（1816）に問題を起こして処罰をうけた。その後、この人物は飯田家から離縁され、三宝院からも永御暇が言い渡された。順知院は再び家長になったが、翌文化13年（1817）に藪家から跡継ぎが決まったことによって、飯田家は安定するようになった。



平井家

平井家は坊官の家柄であった。坊官として正保4年（1647）に取り立てられた。5代目の死去後、後継者がおらず、娘が家長として認可され、一人扶持が与えられた。この娘が文化13年（1817）に候人の喜多村家から実子として後継者を迎え入れた。しかし、この宣重は翌文化14年（1817）に問題を起こし、3か月の停職処分が宣告された。その後、執達役に任命されたが、天保10年にまた懲罰を科せられて、死に近い頃に蟄居閉門が赦された。その跡継の重順は長く勤めず、36歳で官位を返上した。宣重はまだ蟄居中であったので、9年間、表向き平井家には家長がいなかった。その死去を受けて、その息子が2か月後、家督を継いだ。この人はすでに7年前に得度しており、慶応年間家司職を務め、家来団解体後の明治4年から明治6年の間、元家臣の触れ頭（間長）を務めた。

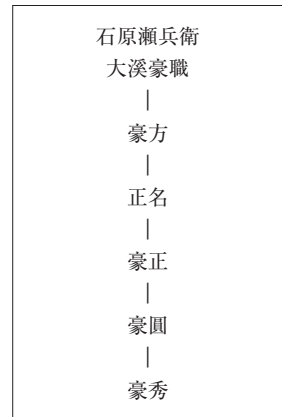


大溪家

大溪家はもと石原と呼ばれ、醍醐村の豪農であった。石原家は寛文元年（1661）近江国出身で諸大名に仕えた武士を養子として受け入れたが、それによって武士や公家の家来衆との繋がりができた。石原瀨兵衛は三宝院の門跡の家来を務めたが、その主人が亡くなった宝永4年（1707）後、三宝院の家来に留まらず、准士としてより緩やかな関係を保った²¹。

21 享保6年正月24日の系図により。https://page.auctions.yahoo.co.jp/jp/auction/16392 ダウンロード2017年10月25日。

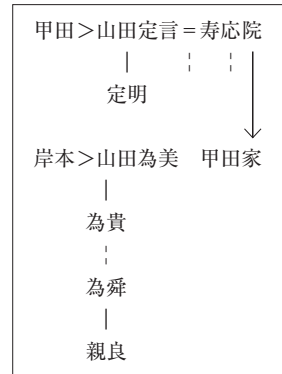
二十数年の空白の時期の後、石原家が大溪家の跡継ぎとして記録に現れる。それ以前の大溪家の主の名前が残っているが詳しいことは分かっていない。元禄14年（1701）に生まれた豪職が寛延元年（1748）一条家に勤めた後、諸大夫として正六位下対馬守の官位を得た。跡継ぎの豪方は若い時、石原帯刀の名前で勤めており、安永6年（1777）大溪家を継いで、侍家から諸大夫家に昇格し、日向守の官の勅許を得た。後継者の正名は30歳で侍官を得て、4年後諸大夫の官位を受けた。しかし2年後、問題を起こして、官位を返上の上、蟄居が言い渡された。それ以後、この人物は諱の正名で史料に表れるようになった。



その息子豪正が文化5年（1809）から文化8年（1812）まで門跡の側で勤め、それにより坊官に取り立てられた。その後の豪圓と豪秀も坊官として勤めた。

山田家

山田家は飯田家の別家であった。近世後半の山田家は甲村家の人によって天明5年（1785）に再興されたものである。天明7年（1787）に息子も苗字を甲村から山田に替えることが許された。それで1代限りの諸大夫・坊官格ではなく、家として伝統がある山田という苗字を継承できた。その息子定明は文化元年（1804）に亡くなり、母の寿応院が家長になった。寿応院は文化4年（1808）に養子を迎えたが、文化6年（1810）にこの養子を離縁した。次の養子が文化10年（1814）に「永御暇」と言い渡された。その後岸本家から養子が入って、諸大夫山田駿河守として晩年まで勤めた。

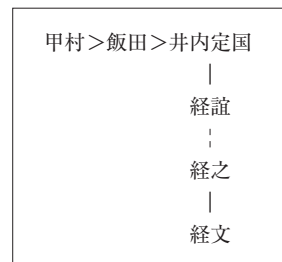


この時、寿応院が山田家から離れて、甲村家を再興した。駿河守の息子は岸本丹下として勤め続けたが、寿応院がなくなった後、この息子も山田家に入ることができた。その後に南山城の北尾家、公家家来の枠外、から養子を迎えて、近習として勤めた。しかしその人は天保13年（1842）に問題起こして、隠居させられた。その息子は坊官として明治維新後まで勤めて、その息子がさらに坊官への初歩を踏んだ。

井内家

井内家は三宝院の家来衆の中で伝統ある名跡であった。

享保15年（1730）生まれの甲村定国はまず明和6年（1769）侍（従六位下常陸介）になり、その後、安永元年（1772）名跡である飯田家を継ぎ、安永3年（1774）には諸大夫となって（大和守）となった。結局、定国は天明3年（1783）に断絶した井内家を再興した。

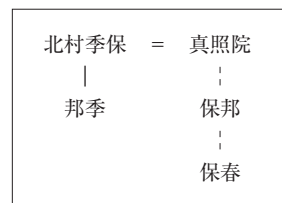


その安永7年(1779)に生まれた息子の経誼は天明4年(1784)家督を継いで、寛政4年(1792)に前髪徹し、近習になり、翌年に17歳で名を右衛門に改めて、常勤した。経誼は祝いの品として昆布30本を献上し、俸録6石が与えられて、これまでの扶持が止められた。右衛門は寛政9年(1797)に坊官に昇格するとともに法橋となって、大蔵卿と呼ばれるようになった。後に家司職(見習から本役へ)を務めたが、文化5年(1808)に処罰を受けて文化13年(1816)49歳で死去した。

後継者であった丹後宮津藩の家臣、有本家の次男として生まれた経之は文化14年(1817)、24歳で大蔵卿の娘の養子として家督相続した。しかしそれにより家格が下げられた。文政2年(1819)26歳から出勤し、以後の2代において近習となった。

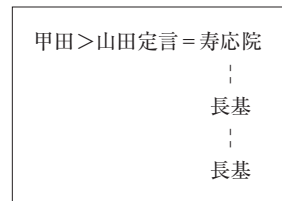
北村家

伝承によると、この家は中世に、隣の近江国から移り、三宝院に勤めた。一時期、摂家であった鷹司家のちに二条家の家来となったが、宝暦年間には三宝院に戻った。次の4代は諸大夫として勤めた。天保3年(1832)5代目が33歳で亡くなったが、跡継ぎを残していなかった。2年後、妹尾家から、次の代でも左右田家から養子が北村家に入り、明治初期まで勤めた。



甲村(甲田)家

甲村家から飯田家(兄)と山田家(弟、諸大夫官)が再興された。その後、相続者がなかったようであるが、岸本家の人が山田家を継ぐ時に女性である山田寿応院が甲村家を再興して、甲村家のための養子を迎えた。その養子左近長基、侍官職を授かって、化政期に勤めた。その後、小笠原家からの養子も侍官職を授けた。



諸大夫・坊官の勤務

以上の7つの家から構成された家格的上層部(坊官、諸大夫)の23人の記録を比較対象とした。初めから坊官として勤務する者は6人であり、このような任命が平井家と大溪家の跡継に対し、時期的には幕末に見られる。諸大夫に任命した後で坊官になる例が2回見られるが、2人とも飯田家の者であった。初めから終わりまで諸大夫であったのは4人、北村家から3人、山田家から1人である。侍から坊官に任命された1人は大溪家の者であった。侍から諸大夫になった5人は、北村家の4人、飯田家の1人であり、候人から諸大夫になったのは喜多村家の1人であった。近習を出発点にして坊官になった3人は井内家、平井家、大溪家が各1人ずつであった。近習から諸大夫になったのは大溪家の1人であった。

坊官の家は大溪家、平井家、飯田家、井内家であった。近世中期までは坊官家の人が坊官になるまでにいくつかの段階を踏まなければならなかったが、幕末になると自動的にすぐ坊官に

なれた。但し、飯田家と井内家はその間跡継ぎ問題等で没落して、残りの2つの家と同じ扱いを受けられなくなった。諸大夫家は北村家と山田家であった。

上層部の人は何歳から勤め始めたのかというと、直接坊官になった人は12歳から19歳の間に任命を受けた。4人中の2人は14歳（多くの人が元服する年齢）坊官となった。直接、諸大夫になった人の年齢は14歳2人、22歳1人、57歳1人であった。最後の1人は中年で養子としてその家に入ったので特別な事情であったと言える。侍からスタートした人は13歳2人、16歳、30歳、33歳、38歳が各1人ずつであった。近習からスタートした人の年齢も18歳と20歳から39歳まで幅があった。

家司職は言葉通り、家中を司るもので、歴史的には諸大夫の職であった。冒頭で述べた仮説として、近世後半にこのような制限が緩和されてきたのではないと思われる。坊官・諸大夫は家司職を務める家柄であったが、23人の内で家司を務めたのは12人である。

家中を司るためには熟練の家来が必要と思われるが、20歳1人、22歳1人、26-7歳4人、36-7歳1人、38歳1人、47歳3人が家司となっている。26歳は上層部にとって十分熟練した年齢に見られたようである。若手がこのような重要な職を務めるためには訓練が必要と考えられるので、家司見習と家司仮職があったが、だいたい1年以内に本職に就いた。

上層部の者が就く他の職は様々であった：執達役（7人）、御用部屋詰（4人）、南殿御用（3人）、新部屋詰（2人）、御用見習（2人）、御服所御用（1人）、本堂再建御用掛（1人）、相崎御次（1人）、子細所表（1人）献上物増進物御用（1人）、奥御用（1人）、儉約方（1人）、御仮所（1人）、納諸役（1人）、御代官御用（1人）などがいた。

御殿以外の仕事、例えば全国の修験者の取り締まり、江戸や京都市内の諸御殿への使者としての派遣などは、この記録に載っていない。

上層部の内23人の9人が在職中に亡くなっており、3人は隠居後に亡くなり、9人は何らかの理由（咎め、離縁）で職を全うできなかった。それ以外の1人は明治元年の最後の記述が閉門・叱りであったので、再出勤できないまま家臣団が解体されたと思われる。もう1人の場合、辞官と死去の間の期間が1年間という記録と3年間という記録があり、1年間であったら病気で辞官が考えられるが、3年間の場合は強制的な辞官の可能性が高くなる。

3.2. 近習家

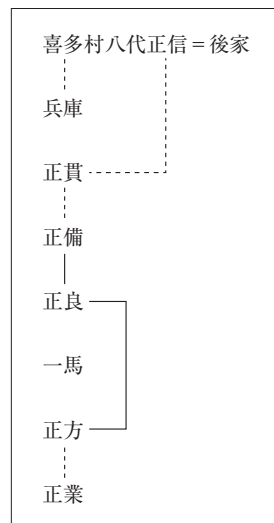
近習家からでも特別な事情（高齢、長年の勤務など）があった場合、侍官職を授けられた。その意味で侍官職は近習たちの極官であった。諸大夫との境界を越えるためには、上層部の家を継がなければならなかった。個人としてこの境を乗り越えることができても、「家」として乗り越えることはできなかった。

喜多村家

喜多村家は江州粟津佐々木家出身で、候人の家と言われていたので、得度する侍と考えて良

いであろう。しかし得度しない喜多村家の人もいた。諸大夫になった者も1人いたので、候人としての喜多村家は坊官・諸大夫家と近習家の中間にいた。

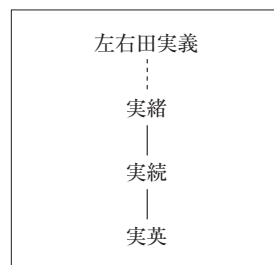
初代は永禄5年(1562)、江州粟津から醍醐村へ移住し、まもなくに召し出された。2代目と3代目が候人として得度し、法橋になったが、4代目は有髪で、候人職を務めた。5代目は得度したが、6代目と7代目、8代目は得度していなかった。その8代目は侍官職、後に諸大夫官職を授かった。晩年に処罰を受けて退職し、仲が悪かった養子を離縁した。しかし三宝院家中はこの養子の働きぶりに満足していたので、この人物を飯田家の子分として深尾兵庫の名前で勤めを続けさせた。2人目の養子は口向・地下官人の重家から迎え入れた。この人物はまた得度を受けた。次の代はすでに得度していたが、後に平井家を継いだ。その代わりに鈴木家から跡継ぎの養子が喜多村家に入った。この人物は長い間侍として務めたが、晩年に得度を受けた。次の代は早く侍官職を授かったが、後に無断で伊勢参りにでかけたので、解職された。その代りに親族の一馬が喜多村家を継いで、近習として勤めた。次の代に正良の息子と一馬の息子の間で跡取りの権利について争いがあったが、結局、正良の息子が家来として勤めようになった。



次の代に近衛府・口向の村田家からの養子が北村家に入って、家来団解体まで勤めた。

左右田家

左右田家の初代である実義は儒学者として明和8年から56歳という高齢で出勤し、寛政6年(1794)に80歳で亡くなった。天明6年(1786)に受け入れた養子を次の年に離縁し、天明8年(1788)に新たな養子が院雑色座田家から左右田家に入り、文政2年(1819)に侍官職を得た。3代目は文化11年(1814)に11歳で出勤し始めて、文化13年(1816)に近習となり、文政10年(1827)24歳で侍官職を授けられた。その長男は北村家の養子として諸大夫となった。次男は左右田家の跡継ぎになって、弘化2年(1845)その父が勤務している時期から召し出され、2年後に元服して、家来団解体まで勤めた。

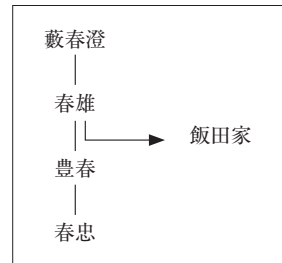


鈴木家

鈴木家の初代は寛政11年(1799)、語合に近習格で抱えられた。文化元年(1804)、永家来となり、文政7年(1824)に喜多村家を継いだ。その息子は初め、鈴木の名を使って勤めたが、後に喜多村家の跡継ぎになった。

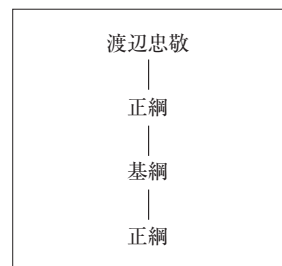
藪家

藪家の言伝えによれば、この家は15世紀から醍醐寺に勤めていた。その分家が18世紀前半に侍家格として立てられたが、詳しい記録は18世紀後半から存在する。その時期から数える初代が使者として江戸に下向して、そこで亡くなった。その時、息子は12歳であったが、15歳から青侍として出勤した。この人物は後に中属徒を経て近習になった。最終的に彼は文化13年（1816）飯田家を継いで諸大夫となった。次の代は短い間近習として勤めて、亡くなる1日前に侍官を授けられた。これは追悼の任官とも考えられる。次の代は明治時代まで近習として勤めた。



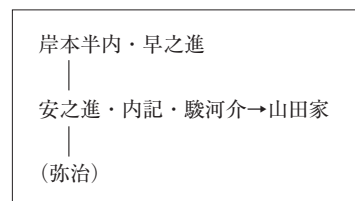
渡辺家

渡辺家の初代は天明5年（1785）に21歳から青侍として勤めたが、34歳で亡くなった。2代目は10歳で家督を継いだ。16歳（他の記録によれば14歳）から出勤した。文化元年（1804）、この人物は近習格となり、6か月後に近習になった。3代目は17歳で家督を継ぐ1年前に御側の近習として出勤した。嘉永2年（1849）に博打のために閉門を宣告されたが、安政2年（1855）に許され、2年後、40歳で隠居になった。隠居後、彼はまた博打で問題を起こし、逃亡した。「永御尋」になった父の不屈きは家長となった息子の過ちとされ、それに対して「急度御叱」が言い渡された。3年後その父はまだ戻っていなかったので、「永御暇」が言い渡され、息子は近習から中属徒に降格された。その後、明治元年（1868）の天下赦令によって、父の罪は許された。



岸本家

岸本家の初代は青侍格から、青侍に昇格し、晩年には長い勤めが讃えられて近習格に昇格された。2代目は近習格で出勤して、1年後近習に昇格されて、文化5年（1808）から家司職を務めるようになり、2年後に侍官職を授けられた。その6年後、彼は山田家の後継者として選ばれた。その息子も後に山田の名を継いだ。

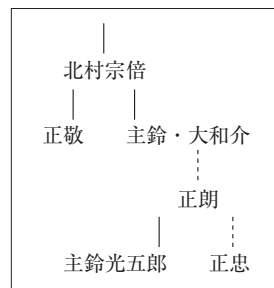


北村家

この北村家の初代は青侍であり、2代目は中属徒を経て家督を継ぐ前に近習に取り立てられた。この人物は晩年に侍官職を授かった。その後継であった正敬に「永御暇」が言い渡されたので、正敬が北村家から離縁された。その跡継ぎであった主鈴は近習として勤め、10数年間問題なく勤務したので、侍官職を授かった。この人物が死去してから2年後、大覚寺門跡の家来津崎家の次男が17歳で養子として北村家に入り、文化13年（1817）、18歳で出勤し、41歳で家督

を継ぎ、48歳の時に侍官職を授かった。次の代は伏見稲荷の神職松本家から13歳で養子として入って、出勤し、次の年に近習になった。この人物は明治2年（1869）に37歳で亡くなった。その息子と思われる主鈴光五郎が天保13年から出仕したが、2年後、この人物に「永御暇」と言い渡された。

次の代は同じ三宝院家来の渡辺家から明治4年（1871）に14歳で北村家を継いだ。明治7年（1874）に政府の方針に従って家禄を返上し、同年に帰農、そのため離縁された。

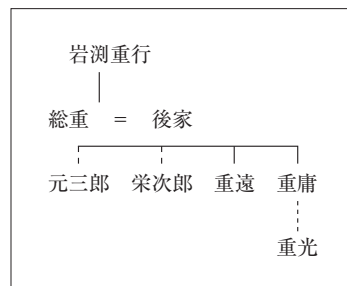


小笠原家

小笠原家の初代は中属徒であり、2代目から近習として勤めた。3代目は山田家に養子として入って、上層部の一員となった。

岩瀨家

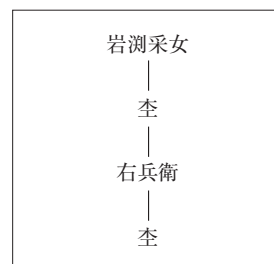
岩瀨家は明和6年（1769）から三宝院の准士となって、5石の家禄を受けた。次の代の総重は青侍として務めたが、問題を起こし、隠居させられて、一人扶持が与えられた。しかしその人物が問題を起こし続けたので、3年後に「永御暇」と関係の官家（公家）への立入禁止が言い渡された。先代の後家が家名相続人となって、数か月後に岩瀨家の親族と思われる元三郎が家を継いで、中属徒を経て、近習に



昇格した。次の代の栄次郎は養子として岩瀨家に入って、近習の跡継ぎとして御側に勤めることができ、元服と共に近習になった。その後、この人物は先代の後家によって岩瀨家から追い出されたが、仕事面においては評判が良かったので、実家の称号で勤めることが許された。先代の総重には息子重遠があり、重遠は百万遍の知恩寺に預けられていたが、病気のため寺から出て、岩瀨家を継ぐようになった。そして、2年間、御側に勤めた後「永御暇」が言い渡された。その後、その弟が継いで、文久3年（1863）まで近習として勤めた。次の代は妹尾家からの養子であった。

岩瀨家

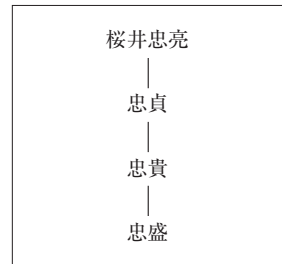
この岩瀨家は上に記載した岩瀨家と関係がなくて、ある神社の神職であった。神職を務める傍ら、領主である三宝院の家来として青侍や近習を勤めた。右兵衛は様々な問題を起こして、処罰を受けた。4代目の空も博奕を含めて様々な問題を起こした。このように危うくなった立場を守るために、岩瀨家の親戚であった妙法院門跡の家来が手紙で関与した。しかし、結局、明治期にはも



う家来のリストには載っていなかった。

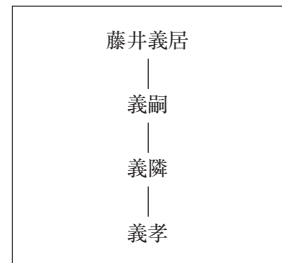
桜井家

初代は寛政8年(1796)御当地住まいの医師の家来(中属徒)として召し抱えられた。7か月後、常勤近習となって、住宅が与えられた。2年後、医師の坊主頭を止めて、髪の毛を伸ばした。髪を整えることができる長さまで伸びるまでの間、100日間御用が許され、その後、普通の家来のような呼名「主馬」に改めた。文化元年(1804)、この忠亮は語合から永御家来に移された。忠貞は御側に近習として勤め、亡くなる1日前に侍官職を授かった。これは追悼のためと考えられる。後に続く2代も御側に近習として勤め、明治期を迎えた。



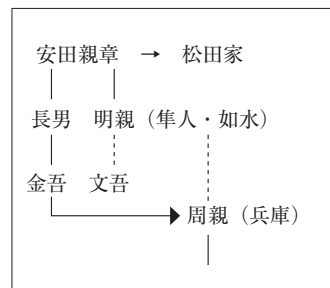
藤井家 (元は村田)

藤井家の初代は44歳で出勤し、50歳で近習になって、寛政10年(1798)に家司格を与えられ、文化元年(1804)死去の2年半前に侍官を授かった。2代目義嗣は享和2年(1802)17歳で御側に勤めると、同時に近習となり、47歳で侍官職を授かった。しかし晩年この人は制裁された。3代目は15歳で近習として出勤し、45歳で家督を継ぎ、明治4年(1871)に隠居し、数日後に亡くなった。



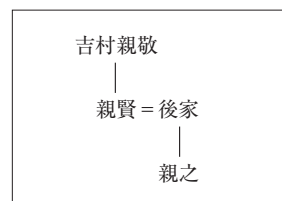
安田家

安田家は延享4年(1747)から三宝院に勤めており、親章は安永4年(1775)旧家格である6家の内、松田の称号を再興することが許されたが、喜多村家の養子として離縁された後、深尾家を創立した。しかし、その息子は後に安田の家に戻った。如水の名前で隠居した後、息子金吾が継いだり、養子を受け入れたりしたが、跡継ぎがうまくいかず、2年弱ほどの間に復帰して、その後、孫の周親が跡を継ぎ、明治期まで勤めた。



吉村家

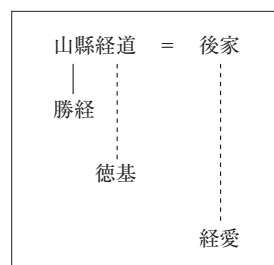
明和3年(1766)に生まれた吉村家の初代は茶道役であった浄圓の実子として安政5年(1776)から青侍として勤めた。この人物は良く務めたので、寛政8年(1796)に中属徒に、享和2年(1802)には近習に取り立てられた。晩年までその働きは高く評価



されていた。その息子はまず中属徒になって、3年後近習となった。しかし身持ちが良くなって、降格させられ、1年半後近習に戻された。その後も酒癖が悪くて、文政4年（1821）に隠居させられたが、家禄は維持できた。しかし2年後に御側勤めに呼び戻された。この人物は文政11年（1828）に亡くなって、妻が家名を継続した。3代目は2年後近習として出勤し、明治4年（1871）に亡くなった。

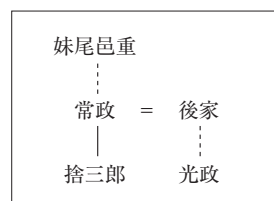
山縣家

山縣家の記録において初代は呼名「還」から判断されると、近習であった。2代目は問題を起こし、「永御暇」が言い渡されたうえ、公家・武家への仕官が禁止された。跡継ぎの3代目は森本家から来たが、家格は青侍に降格された。5年後の文政8年（1826）、近習に昇格したが、天保3年（1832）、実家を継ぐために山縣家を離れた。3年間の間、女性が山縣家を継いだ後、4代目は飯田家から養子として入り、近習として勤めた。4回の咎めを受けたが、士族制度導入まで勤め続けた。



妹尾家

妹尾家の出身は讃岐国であった。寛政13年（1801）、准士になって、享和3年（1803）に青侍として台所補、文化5年（1805）永御家来、台所方本役になった。養子であった2代目常政は文化13年（1816）青侍として召し出されて常勤し、鼻紙代をもらった。その3か月後、と常政は叱責を受けた。後、常政は請書と台所方に勤めた。3代目捨三郎は2代目の在職中、青侍として名前を為之進に改め、黒米1石鼻紙料2季200疋宛を受けた。天保2年（1838）、彼は近習に昇格し、名前を主税に改めた。天保5年（1834）主計と名乗り諸大夫北村家の養子に出た。4代目は初代の甥で、3代目が家を出てから1年以内に勤め始めたが、先代の名前「主税」を受け継いだことは、家格が近習に定着したことを示している。この人物は三宝院家来衆が廃止となり、士族制度導入まで勤めた。



近習の勤務

近習階級の人でも家司職に就くことはできた。7人の近習が家司職に就いている。2人（候人を入れて3人）は侍官職を授かった後で家司職を務めるようになったが、家司職と侍官の間に数年間の隔たりがあるケースもあり、官位は家司職の条件ではなかった。

近習たちは上層部と同じく執達役を務めた。その場合は「見習」という期間を設けることもあった。

調査した近習77人の内、近習から侍に登った者は19人、最初から最後まで近習を務めた者は31人であった。その内10人が御側で勤めた。侍に昇進した人の中で2人が御側に勤めていた。

つまり、門跡の傍に勤めることは出世の糸口になるとは言えなかった。中属徒から近習に昇進したのは6人（もう1人についてもそれが予測できる）、青侍から中属徒に昇格したのは2人、青侍から近習に登ったのは9人であった。

近習の若者が門主あるいは若様（次の門主）の御側に勤めることは、奉禄が高くない近習家には嬉しい収入源でもあった。しかし、御側に勤めたからといって、後々、この関係から出世するということとはなかった。「御側」は勤め場所だけではなく、職でもあった。上層部の若者は「御側」としては勤めなかったが、門主の話し相手になっていたと想像できる。

一般的には先ず代官、納戸、書記に見習いをしてから本役を勤める。いくつかの役職で見習いをしないことが普通であった。納戸役は多くの場合、最も高位の役職となったが、ほぼ同じくらいの代官役と交代することもあった。また、いくつかの役の兼職も珍しくなかった。一時的な役門跡の江戸参向や峰入り、醍醐寺内の建設などの御用向きの仕事があった。ある事件を解決するために、近習たち、特に岩淵図書、が文政10年（1827）から3年間の間、頻繁に江戸に下向しなければならなかった。その決着後、岩淵図書が門主から褒美をもらった。

一生を近習として勤めた人の職は代官方（本役）12人、代官方見習15人、納戸本役11人、納戸見習3人、書記方見習8人、書記方本役6人、儉約方2人、修理方2人、代官副役2人、名目御貸付方2人、御貸付け方2人、執達見習1人、執達役4人、仮御殿あるいは南御殿の取締役2人である。家司役はこの平の近習を勤めず、侍に出世する近習が勤めた。出発点は青士であっても、親子2代に亘って能力があったら、2代目が侍官職を得ることができた。

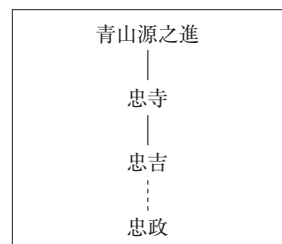
3.3. 青侍

青侍は三宝院の記録ではほとんどの場合、「青士」と書かれた。青侍は「1代限り」で召し抱えられたものである。にもかかわらず、数代に亘って青侍を勤めた家があった。青侍として2代勤めたら、近習に昇格することがよくあった。明治期の士族制度導入の時、ある元青侍が履歴書に「父の願い通りに召し抱えられた」と書いたが、元坊官であった閭長によって、「空きがあったので召し抱えられた」と書き直された。

青侍と近習の間に「中属徒」という家格があった。身分的には青侍に近かったが、俸禄は近習並であった。青侍より下の家格には准士があり、これは外部の人が最初に得る家格であった。勤務体制は非常勤であったと思われる。

青山家

青山家は醍醐寺の近くの和泉町の町人であり、初代についての記録はほとんどないが、記録に現れる2代目は13歳から青侍として勤めた。その2代目忠寺が様々な問題（鉄砲撃ち、鳴物静止の際、笛を吹いた）を起こしたので、忠寺とその息子に「遠慮」が言い渡された。しかし7年後、忠寺は中属徒に昇格された。その



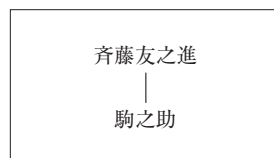
息子忠吉は御殿の中で、口論して「慎」を言い渡されて、結局、近江国栗東郡関ノ津村神主上野下総の次男が養子として継いだ。しかしこの忠政も数回問題を起こし、罰せられた。青山家は幕末まで三宝院との関係を保った。

内海家

内海家は醍醐村の町人の一族であって、御用達商人として三宝院を支えた。天保8年(1837)、内海中兵衛は褒美として表御近習並の家格と五人扶持が与えられて、名前を「司馬」に改めた。養子であった「数馬」が家を継いだ。嘉永2年(1849)以降、活動した様子がなかったが、内海家一族の者が明治の混乱期に三宝院を支えた。内海家は明治期に士族、または3代以下に勤めた家臣家の目録にも載っていなかった。

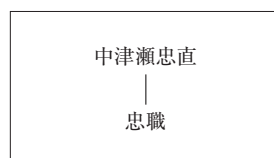
齋藤家

齋藤家の初代堅十郎が文化13年(1816)に青侍として三宝院の家来になり、名前を友之進に改めて、京都御用御質貸付(御用所：京都鷺尾町)に勤めた。友之進は文政11年(1828)、京都から醍醐に引っ越して、本坊に勤めた。2代目の駒太郎は駒之助として文政5年(1822)に召し出されて、一人扶持が与えられた。文政11年(1828)、駒之助は不祥事が発覚し、叱責されて、以降の動向は不明である。



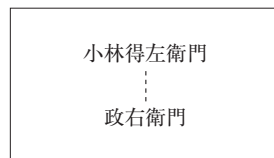
中津瀬家

中津瀬家は2代に渡って三宝院に勤めた。初代忠直は「左近」という呼名を使っており、違う家に勤めていたか、武士身分であったとみられる。まず准士という外角の身分を得たが、その身分に「左近」の名が相応しくないため、百姓らしい名前になったと考えられる。1年を少し経過すると、忠直は青侍として常勤になった。台所で勤めるようになったので、青侍らしい「専之進」という名前に変えられた。慶応3年(1867)には老年のため、常勤が赦免されたが、欠かせない存在であったようで、必要のときには呼び出された。その息子忠職は父の在職中に召出された。父の常勤御免(引退)の後、彼が跡を継いだ。



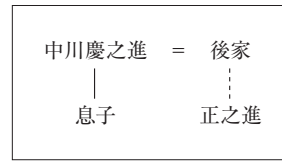
小林家

小林家の初代は天保5年准士格で勤めはじめ、その年末に青侍並になり、一人扶持が与えられた。9年後、青侍となった。その養子は弘化4年(1847)語合に受け入れられた。養父は次の年に隠居したが、その養子が7年後に准士から青侍になった。政右衛門は万延元年(1864)に鉄砲の練習をしたことで「慎」を言い渡された。



中川家

中川芝助は准士のちの青侍格（名改慶之進）で勤めて、息子の病気が理由で暇を願った。後に慶之進の後家が2月半ばに養子願を出して、その養子が3月1日から語合として勤務した。

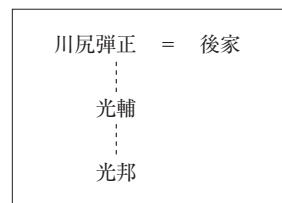


深水家

深水平之進正郷は伏見住の薩藩の水野武平の四男であって、天保8年（1837）から1代限り5石の俸録で召し抱えられ、安政2年（1855）に亡くなった。2代目は17年間、3代目7年間勤めた。

川尻家

川尻家が3代に渡って青侍として勤めた。光輔は城州相楽郡郷士今貴家から養子として入った。弾正がすでに亡くなっていたので、その後家が養子をとった。明治初期にこの縁組が認められなくて、川尻家は「2代勤め」とみなされて、3代継続の勤務が条件であったので、士族になれなかった。



中村家

中村大膳、のちに監物は、領土の庄屋であって、御立入から近習を勤めた。その息子が准士として継いだ、その後についての記録もない。

郷士身分の人びとがよく三宝院の青侍になった（三木司馬、雲州神門郷士郡矢野村；中井一学、山科榊辻村；粟津、山科音羽村）。このような人物がよく勤めたら、近習にもなったが、その最後が記録には記載していない。

森主税は天明6年（1786）2月に語合から永御家来・近習に受け入れられた。しかし永御家来になった次の年の6月、永御暇が出された。

倉地内膳は青侍、後に近習として36年間を務めた。その内の19年間は里坊の「留守居役」であった。最後に、国に帰る時に門主から褒美銀3枚が与えられた。

窪瀬九十九は青侍として召し出されたが、3か月後中属徒に格上げされ、「里坊留守居代」に任命されて、同時に苗字を丹羽に改めた。1年後、彼は近習席に昇格した。安政4年（1857）頃まで勤めたが、跡継ぎがなかった。

大澤掃部は、寛政8年（1796）語合から近習並になって、御側で勤めた。文化元年（1804）に永御家来になり、文化12年（1816）隠居して一人扶持が与えられた。青侍にも捨扶持が支給された。

浅井義山は医者として三宝院との繋がりを模索し、館入のような立場を得て、1年後に家来として召し抱えられた。

杉山半蔵は寛政4年(1792)仲番請所料理方から准士になり、俸録3石が与えられ、名を賢右衛門に改めた。寛政8年(1796)、「請所御用向」として永家来に召し加えられ、名を権之進に改めた。その後の活動についての記録がない。家来に数えていなかった仲番から家来への第1歩は准士格であった。

青侍より下の使用人についてはあまり記録がないが、一時期、女中が1人三宝院に勤めており、また松本久蔵と加藤円蔵は中番の親方として、御座方、院内の夜廻りを言い渡されている。「立入」(館入)は家来になる第1歩として記録に表れ、それに類似したのは町役免状、あるいは御紋付提灯の提供や御用達任命であった。

青侍の職

25人の青侍について、史料を少し詳しく分析する。青侍の最も多い職は台所であり、台所詰は4人、台所方補は3人、台所方助役は3人、台所方加勢は1人、台所方見習1人、台所方は4人、台所方役3人、台所方本役1人が記録に載っている。下の役は12人に対する上役は8人になる。

そのほかの職として詰所詰は3人、衣方御用向きが2人、表小取次は2人、表御用1人、書記方1人、御茶方1人、御納戸下役1人が記録に見られる。書記方は基本的に近習の職であったので、書記下役の略という可能性もある。例外的に青侍が近習の役所(役職)で働くこともあったが、その下役になるのが基本であった。

門跡の名義²²で行った貸付の実務担当はほとんど青侍であった、例えば京都在住の斎藤家の監督は近習、まれに侍の務めであった。

3.4. 家来への処罰

近世の宮廷社会(堂上方、地下方)には生命刑がめったになかった。幕府が朝廷の地下官人に対して死刑を宣告した時には、宮廷から赦免の願いがでた。三宝院が死刑を宣告する場合でも、幕府(町奉行所)の協力無しに実行することはできなかった。記録の中で最も厳しい処罰は追放(永御暇)の処罰の中にある「仕官お構い」(奉公構)であって²³、次は「永御暇」の上に公家と三宝院に関係する場所への立ち入り禁止であった²⁴。しかし多くの場合、「永御暇」だけが言い渡された。身分刑としては家格降格の刑があったが、稀にしか行われなかった²⁵。財産刑も基本的になく、1回だけ拝領米の返納が命じられたことがある。自由刑として蟄居²⁶、閉

22 慶応12年12月の記録に「名目御貸付方」という文言が見られる。

23 山縣将監：不埒、永御暇、由緒向き、公武仕官停止(文化元年11月)。甲田蔵人・左近：、先達御暇御渡、官家仕官構されたが、構赦免(天明6年3月)。

24 岩淵瀧之進：由緒向き官家に差支え(寛政11年正月)。

25 吉村左膳：不埒、禁酒、下格(文化11年正月)。

26 吉村左京：隠居蟄居、家禄そのまま；文政5年3月：蟄居御免、支配下の寺院出入り差止め(文政4年10月)。

門²⁷、愼み²⁸、遠慮、隠居があった。遠慮の場合、寺内立ち入り禁止が付け加えられた。榮譽刑として「急度叱り」と「叱り」²⁹があった。

このような処罰の原因となる、過ち・犯罪は多くの場合、具体的に掲載されていないで、判決の言い渡し文だけが記録に残っている。記載されている例は不義、抜け参り、博打打、鉄砲の練習、鳴物中止違反、身持ちの悪さ、アルコール問題、御殿内の口論、御殿の物の破損などであった。

坊官・諸大夫の内13人が何らかの制裁を受けた。

一生、近習として勤めた33人の内で、9人が賞罰を受けており、近習から侍に上った16人の内2人、中属従から近習になった3人は全員が罰せられ、青侍から近習になった10人の内2人が罰せられた。

青侍25人の内では、12人が何れかの咎めをうけた。その他のうち12人にはこのような記録がなく、残りの1人も永御暇が処罰であったか、願いの通りの退職かどうか、判断材料がない。

この3つのグループの数の比較から、「上にやさしく、下に厳しい」は当たらないことがわかる。上層部77%、近習26%、青侍48%となっている。出世の期待できる、特に出世できた近習の間では処罰される者の割合が低かった。上層部に対しては期待と責任が多いことから、門跡の怒りに触れる機会も多かったので、割合が高くなっていると思われる。

3.5. 三宝院の家来の収入

明治5年(1872)の士族制度導入の時、家来の元の俸禄³⁰は以下の通りに提出された³¹。

11石2斗：大溪、平井、山田、北村

10石8斗：甲村

10石：飯田、井内、喜多村

9石：渡辺、吉村、左右田、藪、山縣、藤井、青山、桜井、北村

8石8斗：安田

上層部の11石2斗と近習家9石という禄高はある程度統一されていたようであるが、その間に、元坊官家の飯田家と井内家、または甲村家と喜多川家が位置し、安田家も他の近習家と差がある。

近世の史料の中で禄高について違う記録が見られる。大溪家の俸禄は6石(寛政、文政、安政)、井内家も同じ6石であった(寛政)。飯田家は6石の時(寛政年間)と8石の時(天保年間)があった。平井家は8石であった(文化年間)。近習家の多くは4石と書かれていた。喜多

27 山縣右門：押込、急度仰付(嘉永2年8月)。

28 北村伊勢守：不屈き、閉門、急度愼(慶応3年4月)。

29 姉尾伊織 山縣造酒 中津瀬熊之進 深水駒太郎 御道具破損、急度御叱(元治元年八月)。

30 知行あるいは蔵米であり、後者は玄米あるいは黒米と記された。

31 京都大学法学部図書館保管「京都委付士族明細短冊」。

村家は3石と1石増加される形となった(寛政年間、文政年間)。妹尾家は6石と助力米1石と書かれていた。(弘化年間あるいは元治年間)幕末の助力米を求める家来が現れて、1石が与えられた。藪家は青侍として2石(安永6年)近習家として4石(文化5年7月朔日)をもらった。青侍の山縣家は4石をもらった(文化4年12月)。准士に一人扶持が与えられた。

数十年の勤務のご褒美として北村家の俸録に1石が増加された(文政4年)。同じ北村家にはご褒美として1人分の人足分が支払われた(文化4年)。北村家の俸録は本来他の近習家より低かったので、このご褒美でその差を埋めたのであろう。

青山家は御用達商人から家来になった家柄であったが、初期に五人扶持、またはご褒美米3表が与えられた。

家来家の若者に門主の御側に務める間、1石と鼻紙代が与えられた。鼻紙代は基本的に年2回(7月と12月)支払われ、1季200疋(文政年間)、銀3枚(元治期)、銀2枚(嘉永年間、慶応年間)であった。本人が元服した時、1石は一人扶持に切り替えられて、鼻紙代の継続的な支払が明記された。明記されたということは、本来は取り上げられるものだったのであろう。養子として井内家に入った者に三人扶持が与えられた。

家来が隠居する時に近習に一人扶持が与えられた。特別に「保養隠居」する場合も同じであった(岩淵、文政13年)。本史料で調べた期間のなかでは6件、女性(ほとんど後家)が家を一時的に継いでいる。そのうち3件は一人扶持が与えられている。2件は二人扶持、1件は三人扶持が与えられた。三人扶持が与えられたのは上層部の井内家であったが、二人扶持を受け取った家は一人扶持と同じ近習家格であり、年代の差も理由にならない。

幕末に数人の家来に助力米が支給された。特別な努力、長年の無欠勤、高齢の家来に褒美が出された。

奉録のほかの役料は、家来の重要な収入源であった。家司職には最も高い役料が支払われた。この役料の高さについては以下のようにいくつかの記録がある。家司職の役料は白銀6枚(喜多村、候人、文化9年)、7石(北村、侍、文化14年)、10石(飯田、諸大夫、寛政10年)(岸本、近習、文化5年)、銀7枚と2石(藤井、近習、寛政10年)などが記載された。米の値段、家来の特別な事情等があったのかもしれないが、10石が1つの目安であったと想定できる。家司加役には白銀6枚(大溪、坊官、文化14年)、7枚(山田、坊間、嘉永2年)であった。家司職にだけ1つの特徴があった。多くの場合、役料の外に下人1人の扶持が支払われた。上層部の家来たちは普段使用人を雇って(被官として記録に表れる時もある)、農村であった醍醐村住まいの家来たちは仕事の傍らに農業も営んでおり、使用人があったはずである。しかし家司の品格のため1人の付き添い人が重視されて、その扶持が収入の一角として支払われた。

納戸本役役料は1石、御納戸役勤番の役料は白銀1枚、納戸役加勢役料は本役の半分、納戸・代官の勘定向の役料は5斗、納戸見習の役料は白銀2枚であった。代官方の役料は1石8斗、代官見習の役料は1石であった。書記方の役料は銀3枚(北村、近習、文政8年)或は銀2枚(藪、近習、嘉永元年)(井内、近習、文久3年)(北村、近習、慶応元年)、書記方見習の役料は銀2枚であった。修理方の役料は1石、儉約方の役料は1石、里坊御用の役料は2石、

留守居代の役料は5斗、南御殿儉約方の役料は1石、儉約本殿の役料は5斗であった。青侍の職、台所役の役料も5斗であった。

3.6. 家来衆の親戚関係

三宝院は門跡の出身である撰家を通して、朝廷との太いパイプがあった。さらに、その下に家来衆の個人的ネットワークがあった。養子縁組や結婚を通して、家来衆が親戚としてネットワークを形成していた。「寛政十三年ヨリ 享和改之御日次見出し御家来之部」に「妻縁願」が多くみられるが、ほとんど相手についての記録がない。しかし、下橋敬長の「地下家伝」に幕末の婚姻関係が記されている場合がある。

三宝院家来関係：藪家（養子、飯田家）、喜多村家（養子、平井家）甲田家（養子、山田家）、小笠原家（養子、山田家）、岸本家（養子、山田家）飯田家（養子、井内家）、妹尾家（養子、岩渕家）、藤井家（養子、岩渕家）喜多村家（妻、北村家）山縣家（養子、飯田家）、左右田家（養子、北村家）、北村家（養子、北村家）、藤井家（養子、川治尻家）

宮廷周縁：蔵人藤嶋家（妻、左右田家）、近衛府村田家（養子、喜多村家）、院雑色座田家（養子、左右田家）、妙法院門跡家来小畑家（親戚、岩渕（神職）家）、口向・地下官人重家（養子、岩渕家）、大覚寺門跡家来津崎家（養子、北村家）、勸修寺門跡家来中村家（兄弟、石原・大溪家）、伏見宮御内田中家（姉、藪家）、勸修寺門跡御内村田家（次男、井内家）、山階御殿御内谷家（弟、左右田家）

諸藩中：出石藩京屋敷留守居伊庭家（妻、藤井家）宮津藩中有本家（養子、井内家）、岡山藩熊谷家（養子、石原・大溪家）、対馬藩馬淵家（婿、石原・大溪家）、徳島藩丹羽家（妻、左右田家）、鳥取藩伏見留守居河田家（妻、北村家）、淀畔末松家（妻、吉村家）

神職：祇園旅所社家藤井家（妻、桜井家）、加茂社氏人藤木家（妻、北村家）、伏見稻荷神社松本家（養子、北村家）、上野江州粟太郡関津村神主（養子、青山家）北野末向軒坊（妹、大溪家）

その他：讃岐邦塩肥島妹尾家（養子、妹尾家）、石川勘解由（養子、甲田家）、桜井大学妹（東寺家臣との縁組）、桜井大学弟（京都医師上原家、養子）南山城郷土北尾家（養子、山田家）三浦家（養子、北村家）山科郷土中井家（妻、石原・大溪家）山科安朱村青池家（妻、藤井）乙訓郡樋瓜村沖田官物家（妻、左右田家）京都市医者三木家（養子、妹尾家）伏見飯食町医師杖野家（妻、藤井家）小川継殿（養子、岩渕家）森本家（養子、山縣家）

養子縁組は同じ三宝院家中の間で最も多く行われた。三宝院の家来家との姻戚関係は、上に述べた史料上の制限でもあり、少なかったであろう。ほかの宮廷周縁では7つの縁組が見られる。諸藩中の6つの縁組の内、4つは婚姻であり、2つは京都または伏見に在住する留守居が空いてであった。婚姻以外の2つの縁は養子縁組であった。上でも説明した通り、諸藩中からの養子は好ましくなったが、姻戚関係はよくあった。神職とは4つの縁組が確認できるが、

2つは婚姻であり、後の2つは養子縁組であった。データが少ないが、諸藩中との養子縁組より、神職との養子縁組のほうが問題視されなかったようである。上賀茂神社の氏人と伏見稲荷の神職は朝廷に近かった。賀茂の氏人の多くは朝廷の役人として勤めており、伏見稲荷の多くの神職は非蔵人でもあった。地下官人の蔵人であった藤島は、新日吉社の神職でもあった。その意味で養子の元の神職家は宮廷周縁と見なされていたのであろう。その他の者は豪農と医師であって、ある意味、近世の中流階級であった。新中流階級と呼ばれる商人が家来の出身家として現れているが、縁組対象としての例は見られない。

4. 結論

近世社会において家族相続は重要な位置を占めており、伝統的な宮廷周縁の社会においてもそれは重要であった。門跡は途絶えた旧家の再興を図り、跡継ぎがない時には家中が積極的に係わった。今回の調査対象の期間の初めから終わりまで存続した家のほとんどが、この間に数回、養子を迎えた。存続の問題に大きな役割を果たしていたのは家来家の女性であった。暫定的といいながら、数年間に亘り家長の役を果たす女性もいて、積極的に養子を選んだり、またその養子を追い払ったりした女性もいた。三宝院の家中がその養子に満足していたのに、廃嫡に踏み切った場合もあった。

青侍と中属従、近習の間には家格の流動性が高く、侍官を授けられた人も多かった。それでは「侍」が1つの家格を構成するかどうかと言うと、結局、否定せざるを得ない。なぜなら、先代（先々代）に侍官職を授けられた人も、他の近習と同じ歩みをたどっているからだ。候人と諸大夫・坊官の家格から脱落した家（飯田、井内）は他の近習と違う経歴をたどっており、1つの家格として考えて良いであろう。しかし家としては近習から諸大夫・坊官との境を越えることができなかった。

旧家の名前を利用し、その旧家の再興を唱えることで、先ず親、後に息子も昇格できた。一方、家の降格もあった。一種の処罰としての降格は珍しかったが、そうした例もあった。その他に降格の口達がなくとも、相応しくないと見られた養子縁組に対して、その養子、またその子孫の勤めの出発点が下げられた。

冒頭に述べた家格と職の関係については、三宝院の家司職、または執達職を坊官・諸大夫と近習が務める事ができた。その意味で、家格と職の関係は緩やかであるともいえる。しかし、坊官・諸大夫の家司の方がまだ多かったのも、完全に家格との関係が無くなったのではなかった。その他の職のほとんどは家格との関係が明確であった。三宝院に関していえば、家格よりも能力を優先する勤め方がまだあまり進んでいなかった。能力ある家来は養子・家相続という身分制度的な原理を維持しながら昇格した。近習の家格の家来は侍へと昇格する道があったので、結果的に過ち・犯罪が最も少ないグループであったと言える。多くの家来たちは元服の時から勤めたが、より若い年齢から元服までの2-4年間を門跡の側で勤めた。

縁組においては、養子縁組と個人縁組に違いが見られた。仕事を一緒にこなす家来の養子と

して同じ家中の出身の方が良く、少なくとも仕事の内容が類似する宮廷周縁からの養子を望んだとみられる。何らかの理由で他所から養子をとる場合、その養子を受けた家に悪い影響を及ぼす可能性があった。姻戚関係はより広く、農村の上流階級あるいは都市の医者・学者層、諸藩の留守居と縁が結ばれていた。

上層部の俸禄は近習などより恵まれていたが、それほど豊かとまでは言えない。本来、上層部が務める家司職では、役料が大きな位置を占めていた。近習が家司職を務めることもあり、他の役料がついている職も多くあった。上層部と近習は多くの場合、三宝院から屋敷を得たため、農業経営もでき、その影響で明治維新後に農業で生活ができたことから、いくつかの家来家の子孫は今でも醍醐寺の側に在住している。

本論では三宝院の家来衆の経歴をまとめることを通して、家の相続とその昇格・降格、ネットワーク、職の任務、収入を明らかにした。いくつかの点について、今回使った史料のより深い追究が必要である。働き方の問題について、今回使用した基礎的な史料に2丁に及ぶ、働き方や儉約に関する口達も載っている。さらに検討する余地がある。